

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟規約

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟
二〇一一年六月二〇日改正

(前文)

私たち治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、戦前の歴史の真実を明らかにし、日本国民の平和と民主主義のための闘いの伝統を受け継ぎ発展させること、そしてこの平和と民主主義のための闘いの故に国家権力による弾圧を受けた人々に対する国の謝罪と賠償を実現させる目的を掲げて、1968年3月15日に結成されました。

私たちは、治安維持法犠牲者の「再び、戦争と暗黒政治を許すな」の叫びに応えて、都道府県本部を確立して、全国各地に支部を組織し、会員を拡大して、毎年、治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償を求める国会請願行動を積み重ねてきました。

数十万人におよぶ治安維持法犠牲者は日本国憲法の平和と民主主義の諸原則を生み出す力となった人々であり、これらの人々が当時の国家権力の弾圧によってこうむった生命、身体、精神、名譽の侵害と資格剥奪や経済的圧迫等の犠牲と損害を償うことは国の責務であって、国にその責務を果たさせることは、歴史を戦争と暗黒政治に逆戻りさせない道を切り開くものです。ところが、この「治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償」はいまだに放置されたままであり、歴史の証人である治安維持法犠牲者の多くは他界し、この重要な戦後補償の実現は次世代の私たちが担わなければならない課題となっております。

日本弁護士連合会は1993年10月、人権擁護大会において、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に反対し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなければならない」と述べて、憲法の国家賠償の規定の目的と精神に照らしても、その犠牲者に対する補償がなされなければならないと指摘しました。

諸外国では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダなどにおいて、戦争の犠牲となった国民の損害を救済する戦後補償が実現しています。スペインは2007年に「歴史の記憶法」を制定して、1936年から39年間にわたるフランコ独裁政権による弾圧犠牲者の名譽回復と救済に着手しました。

私たちは、この戦後補償の重要な課題である「治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償」を実現する運動を新たな国民的運動として発展させ、実現することを期するものです。

第一章 総則

第1条(名称)

この組織は、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟といいます。なお、治安維持法同盟と略称します。

第2条(目的)

同盟は、治安維持法犠牲者の闘いの伝統を受け継ぎ、国民的な世論と運動によって、国に対して次の事項を実現させ

ることを目的とします。

- ① 国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること
- ② 国は治安維持法犠牲者に対して謝罪と賠償をすること
- ③ 国は治安維持法犠牲者に対する長期の拘留、拷問、虐殺、獄死、陵辱、迫害、差別などの実態を調査して、国民に公表すること

第3条（活動）

- 1 同盟は、前条の目的の実現のために、次の活動をします。
治安維持法体制の復活に反対して、
 - ① 国会請願署名活動
 - ② 国会議員及び政府、政党に対する要請行動
 - ③ 地方議会に対する請願・陳情活動
 - ④ 治安維持法犠牲者の歴史のなかに埋もれている諸活動・諸事実の発掘と調査をし、歴史の証言記録と遺品等を保存し、その活動を顕彰し、反戦・平和と国民主権のための闘いの歴史の真実を伝えていく活動
 - ⑤ 治安維持法による長期の拘留、拷問、虐殺、獄死、虐待、陵辱、迫害、差別など弾圧による人権侵害の実態を広く国民に知らせる活動

- ⑥ 「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約」の批准を要求する運動
- ⑦ 学習宣伝活動、理論政策活動、治安維持法に関する調査研究活動

- ⑧ 憲法改悪とあらゆる治安立法、戦時立法など治安維持法体制の復活の策動に反対して、平和と民主主義、自由と

人権を守る活動

- ⑨ 国民主権を侵害する天皇制賛美や侵略戦争を肯定する思潮に反対し、思想・良心の自由を侵害する「日の丸」「君が代」「皇国史観」などの強制に反対する活動
- ⑩ 国連人権理事会など国際機関に対する提訴、要請活動
- ⑪ 国内および世界の人権諸団体との協力共同の活動
- ⑫ 機関紙「不屈」の発行および普及活動並びにその他の出版及び普及活動
- ⑬ その他、同盟の諸活動の経験交流と親睦・連帯の強化を含む所要の諸活動
- 2 同盟は第2条、第3条に定める趣旨に賛同する政党や諸団体と連帯し、また「戦後補償」を要求して活動する諸団体との協力共同を進めます。

第4条（中央本部、都道府県本部、支部の所在地）

- 1 同盟の中央本部の所在地は、東京都内におきます。
- 2 同盟の都道府県本部と各支部の所在地は、それぞれの組織が決定します。

第2章 会員・賛助会員

第5条（会員）

- 1 第2条の目的に賛同し、所定の入会手続をして、所定の会費を納める個人を会員とします。

2 会員は都道府県本部の支部に所属します。

所属する支部がない場合は、都道府県本部に所属します。

- 3 会員は会議に出席して、あるいは役員会に対して、同盟の運動に関して意見を述べる権利があります。

4 会員は第2条の目的を達成するために、その所属する組織において自主的に同盟の活動に参加します。

5 ①会員は、会費を納めます。

②会費は、1ヶ年4000円とします。配偶者とともに会員である場合には、夫婦で1ヶ年6000円とします。

会費には、機関紙「不屈」の購読料を含みます。

③会費は、会員の収入・生計の実情に応じて、その会員の申告または所属組織の判断によつて、分割して納めることができます。

④学生である場合、または障害、疾病、失業、高齢、雇用・労働の形態等により生計が困難なために会費の納入に支障のある会員には、その会員またはその所属支部の申告により、都道府県本部はその会員の実情に即して会費の減額や免除をすることができます。

この場合、都道府県本部は、その会員の会費の減額、免除を速やかに中央本部に報告することとします。

第6条（賛助会員）

1 同盟の各組織は、同盟の目的趣旨に賛同し、財政的協力をする個人と団体組織を賛助会員とすることができます。

2 中央本部の賛助会員の賛助会費は1ヶ年1010,000円とします。

都道府県本部と支部の賛助会費はその組織で決めることとします。

3 賛助会費は、その所属組織の収入とします。

4 賛助会員は、機関紙「不屈」を読み、また同盟の活動について意見を述べる権利があります。

第3章 組織と運営

第7条（同盟の組織）

1 同盟は、全国単一の組織として、全国的活動を推進するために中央本部を、都道府県には各都道府県本部を置きます。都道府県本部のもとに支部を置きます。

支部には、班を置くことができます。

2 中央本部は、全国的活動を推進するほか、各都道府県本部及び支部の活動の連絡調整と交流を行います。

3 各都道府県本部は、その都道府県内の活動を推進し、各支部の連絡調整と交流を行います。

4 支部は同盟の基礎組織として、会員の自発性に依拠して、行政区、地域、職場、学園に作り、同盟の活動を行います。支部の合併・分割は、該当する支部と都道府県本部常任理事会（理事会、役員会）の協議のもとに行います。

5 同盟の中央本部、都道府県本部および支部に、女性部、青年部を置くことができます。

女性部は、同盟の方針にもとづき、女性の活動する各分野に運動を広げます。

青年部は、同盟の方針にもとづき、青年の活動する各分野に運動を広げます。

6 同盟の中央本部に国際部を置きます。国際部は、同盟の方針にもとづき、国際連帯活動を行います。

7 同盟の中央本部、都道府県本部および支部は、必要に応じて専門の委員会または専門部を置くことができます。専門委員会または専門部は、中央本部においては中央常任

理事会の、都道府県本部および支部においてはその設置を
決めた常任理事会（理事会、役員会）の方針にしたがい活
動します。

第8条（同盟中央本部の意思決定と執行機関）

1 中央本部の意思決定機関は次のとおりとします。

① 全国大会

② 中央理事会

2 中央本部の執行機関は次のとおりとします。

① 中央常任理事会

② 三役会

第9条（全国大会）

1 全国大会は同盟の最高意思決定機関として、2年毎に定
期大会を開催します。

2 全国大会は、各都道府県本部選出の代議員、評議員及び
中央常任理事、中央本部会長及び副会長、事務局長及び事
務局次長によって構成します。

評議員は議案に関し意見を述べることができますが、議決
の権利はないものとします。

3 代議員および評議員の選出方法は中央常任理事会におい
て、公平・平等の民主主義の組織原則にもとづいて決定し
ます。

全国大会分担金、旅費、宿泊費等の負担については、中央
常任理事会において決定します。

4 全国大会の成立は、代議員、中央常任理事、中央本部会
長、副会長、事務局長、事務局次長の過半数の出席とし、

議決はこの規約に特別の定めのある場合を除き、この出席
者の過半数の賛成により決することとします。

5 全国大会は、次の事項を審議決定します。

① 活動報告および活動方針

② 財政および決算の報告並びに監査報告と新年度の財政計
画および予算

③ 中央本部会長、副会長、事務局長、事務局次長、中央理
事、中央常任理事、会計監事の選任、罷免

④ 規約の改正

⑤ 都道府県本部より提案された事項

⑥ 名誉会長、名誉役員、顧問の推薦

⑦ 全国大会の開催されない年度の財政と決算の報告と会計
監事の報告並びに新年度の財政計画と予算について中央
理事会が審議決定した内容の報告と承認

⑧ その他大会に付すべき事項

6 中央常任理事会が必要と認めるとき、または都道府県本
部の3分の1以上の文書による要求のある場合には、議題
を特定して臨時全国大会を開催します。

臨時全国大会の代議員および評議員の選出、その他必要な
事項は本条第3項に定める選出方法を適用します。

第10条（中央本部の役員）

中央本部の役員は次のとおりとします。

① 会長 1名

会長は同盟中央本部を代表します。

② 副会長 若干名

副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その

うちの1名が会長を代行します。

会長代行の選任は中央常任理事会において行います。

③事務局長 1名

事務局長次長 若干名

財政担当役員（中央本部常任理事）

事務局長は事務局を統括し、同盟の会務を処理します。

事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故のある

ときは、そのうちの1名が事務局長を代行します。

事務局長代行の選任は中央常任理事会が行います。

財政担当役員（中央本部常任理事）は、中央本部の財政

を処理し、所要の会議に提案と報告をします。中央常任

理事会は、事務局次長のうちから財政担当役員を選任す

ることができません。

④中央常任理事 議決事項の執行と組織運営に必要な人数

中央常任理事は、会長、副会長、事務局長、事務局次長

とともに中央常任理事会を構成します。

中央本部会長、副会長、事務局長、事務局次長、中央常

任理事は、大会及び中央理事会の決定事項にもとづいて

同盟の活動方針と財政方針を具体化してこれを執行する

責任を持ち、また所要の会議にはかることが時間的に困

難な緊急事項を処理します。

中央常任理事会は4ヶ月に1回以上開催し、大会及び中

央理事会の決定事項の具体的方針を決定し、その執行を

します。

会議の成立及び議決についてはその構成員の過半数の出

席で成立し、この規約に別段の定めのある場合をのぞき、

その出席した構成員の過半数の賛成で決定します。

⑤中央理事 大会から大会までの同盟の重要事項を民主的

に議決することに相応しい必要な人数

中央理事は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、中

央常任理事とともに中央理事会を構成します。

中央理事会は、大会から大会までの間、1年に1回以上

開催し、第9条第5項の①②⑤⑧に定める事項、その他

必要な事項を審議決定します。

会議の成立及び議決については、その構成員の過半数の

出席で成立し、その出席した構成員の過半数の賛成によ

って決定します。

中央理事会が行った年度の予算、決算の報告と会計監事

の報告は次期全国大会に報告し、承認を受けるものとし

ます。

⑥会計監事 2名

会計監事は、会計年度の終了の都度、収支決算に対する

監査を行い、その結果を全国大会（大会の開催されない

年度については監査終了直後の中央理事会）に報告して、

その承認を受けます。

会計監事は、監査報告に意見を付することができます。

また、会計監事は、全国大会、中央理事会、中央常任理

事会、三役会に出席して、意見を述べることができます。

会計監事は、同盟の他の役員を兼務することはできません。

⑦三役会は、中央本部会長、副会長、事務局次長および事務

局長によって構成します。

三役会は、会務の決定と同盟方針の具体化と執行および

中央常任理事会に対する議案の策定・提案と中央理事会

の開催と運営をします。

また、所要の会議にはかることが時間的に困難な事項の決定と執行にも責任を持ちます。この場合、その直後の中央常任理事会に報告して、その承認を受けます。

三役会は事務局員を採用することができます。事務局員を採用したときは、速やかに、その直後に開かれる中央常任理事会の承認を受けることとします。

三役会は、中央本部長が随時招集します。

第11条（都道府県本部、支部の意思決定と執行機関）

1 都道府県本部の最高意思決定機関は、都道府県本部大会（総会）です。

2 都道府県本部の執行機関は次のとおりとします。

①常任理事会（理事会、役員会）

②三役会

3 支部の最高意思決定機関は支部大会（総会）であり、支部大会（総会）で決定した方針の執行機関は支部理事会（役員会）です。

4 それぞれの執行機関は、活動方針を具体化し、会員の同盟活動への参加を広げることに努めます。

第12条（都道府県本部、支部の大会（総会））

1 ①都道府県本部の大会（総会）の議題、運営等については、第9条各項を準用します。

②都道府県本部の常任理事会（理事会、役員会）は、大会（総会）を構成する議決権のある参加者については、組織の実情に即した民主主義的対応をとることとします。

③都道府県本部の大会（総会）は毎年定期に開催することを原則とします。

④大会（総会）の開催が長期にわたって困難な事情のある場合には、中央常任理事会または三役会は、該当する都道府県本部役員、支部役員、会員と協力して、可能な民主的方法によって開催することができます。

2 ①支部大会（総会）は、支部役員会の決定により開催します。

②支部役員会において開催の決定ができない事情のあるときは都道府県本部常任理事会（理事会、役員会）の協力のもとに、可能な民主的方法によって開催します。

③支部の大会（総会）は、毎年定期に開催することを原則とします。

④支部大会（総会）は、活動報告、活動方針、予算・決算等を審議決定します。

支部役員会は、大会（総会）を構成する議決権のある参加者については、組織の実情に即した民主主義的方法をとることとします。

3 都道府県本部の常任理事会（理事会、役員会）において必要と認める場合、または3分の1以上の支部より文書によって臨時都道府県本部大会（総会）の開催の要求がある場合には、議題を特定して臨時都道府県本部大会（総会）を開催します。

4 支部の役員会が必要と認める場合、または所属する会員の3分の1以上の要求のある場合には、議題を特定して臨時支部大会（総会）を開催します。

第13条（都道府県本部、支部の役員）

1 ① 都道府県本部の会長は、その都道府県本部を代表します。

② 都道府県本部の役員の仕事と会議の運営については、第10条各項の規定を準用します。

2 ① 支部の役員は、支部長1名、副支部長若干名および事務局長、財政（会計）担当役員、執行機関を兼ねた理事（役員）等と会計監事とし、組織の規模に応じた役員数で運営することとします。

② 支部長は支部を代表します。

③ 副支部長は支部長を補佐し、事務局長は会務を処理します。

④ 会計監事は、支部の会計の監査をして、支部大会（総会）、役員会に監査の結果を報告し、その承認を受けます。また、支部の財政に関して意見を述べることができます。

⑤ 必要に応じ、支部大会の決定で事務局次長を置くことができます。

3 都道府県本部および支部が事務局員を採用する場合は、常任理事会（理事会、役員会）の承認を要します。

第14条（名誉役員および顧問）

1 中央本部に名誉会長、名誉役員、顧問を置くことができます。

名誉会長、名誉役員は同盟の活動に顕著な貢献をした者につき、全国大会の推薦の議決によって、会長が委しよくします。

2 同盟は、専門分野に秀でた者、同盟の活動に優れた経験

を有する者を顧問として置くことができます。

顧問は全国大会の推薦の議決によって、会長が委嘱します。

3 名誉役員及び顧問は、会長の諮問に応じ、また自ら役員会に出席して、または文書によって意見を述べることができます。

4 都道府県本部、支部の名誉役員および顧問の選任は本条各項の規定を準用します。

第4章 財政

第15条（同盟の財政、会計）

1 同盟の財政は、会費、賛助会費、寄付金及び事業等による収入によってまかなくします。

2 中央本部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とします。

3 都道府県本部及び支部は、その組織において1年を単位にした会計年度を決めて会計を行います。そのために、財政（会計）担当の役員を置きます。

4 会費のうち中央本部に納入する金額の改定は、全国大会もしくは中央理事会において決定します。

都道府県本部は、中央本部に納める会費を遅滞なく納付することとします。

5 都道府県本部と支部との財政の配分等については、都道府県本部常任理事会（理事会、役員会）において必要な決定をします。

6 同盟の各組織は、その財政の基礎が会員の納める会費にあることを確認し合い、不断に組織の拡大を進めるとともに会員相互の結びつきを強め、会費納入率を高めることに

努めることとします。

7 会員は、所属する同盟組織の会計年度終了後、その所属組織の議決機関の承認の可否の議決のあつた当該年度の会計帳簿書類を閲覧することができます。

第5章 規律

第16条（規律）

1 同盟員が著しく規律を乱し、同盟の活動に不利益を及ぼす行為をしたときは、その会員に退会を求めることができます。

2 会員に退会を求めるときは、都道府県本部は当該会員の所属組織と協議して行うこととします。

第6章 規約の改正と解釈運用

第17条（規約の改正）

本規約（附則の各条項を除く）を改正するには、有効に成立している第9条第4項に定める全国大会の出席者の3分の2以上の賛成の議決を必要とします。

第18条（規約の細則）

本規約の施行に関して細則を必要とするときは、中央常任理事会が細則を決定します。

この場合、中央常任理事会は、その細則の内容と執行の結果及び経過につき次期全国大会の承認を受けなければなりません。

第19条（規約の解釈）

本規約の解釈運用に疑義のあるときは、都道府県本部を通じて中央本部にその旨を申し出て、中央常任理事会において議決します。

緊急を要する場合には、三役会において議決し、その直後の中央常任理事会の承認を得ることとします。

この場合、中央常任理事会は議決直後の中央理事会もしくは全国大会に報告し、その承認を得ることとします。

第20条（都道府県本部の規約）

1 都道府県本部は、この規約にもとづき都道府県本部と支部の活動を円滑に進めるために、都道府県本部と支部の組織の運営、財政等について、有効に成立している都道府県本部の大会における議決権のある出席者の3分の2以上の賛成によって、規約を制定することができます。

2 規約の改正の議決についても、同様とします。

附則

1 1968年3月15日施行、2003年6月23日一部改正施行の規約は、2011年6月20日廃止します。

2 本規約は2011年6月20日より施行します。

3 従前の規約のもとで、団体組織が会員となっている場合は、その団体組織と協議して、賛助会員に移行することとします。

4 同盟中央本部の事務所は、全国の会員の募金によって取得した東京都文京区湯島2丁目4番4号 平和と労働センター・全労連会館9階に置きます。